

レベル	当該レベルへの引き上げの基準	当該レベルからの引き下げの基準
	【居住地域の広範囲(火口から6km以内)に重大な被害を及ぼす噴火が切迫あるいは発生】 次のいずれかの現象が観測された場合 ・規模の大きな地震(現地で有感地震相当以上)の多発 ・山体浅部へのマグマ上昇を示す顕著な地殻変動(地割れ、地盤の隆起等) ・大きな噴石が火口から1.5kmを超えて飛散 ・高さ数1,000mを超える有色噴煙を放出させる噴火の発生 ・ベースサーボ、火碎流の発生 5 ⑤・火山性微動又は爆発地震が発生し、空振(川湯観測点で70Pa以上)を伴う場合(※)	左記の条件を満たさなくなり、火山活動の低下が認められた場合には、火山活動を評価した上でレベルを引き下げる。
	【居住地域の一部(火口から1.5km以内)に重大な被害を及ぼす噴火が発生】 次のいずれかの現象が観測された場合 ・大きな噴石が火口から500mを超えて1.5km以内に飛散 ・高さ1,000~数1,000m程度の有色噴煙を放出させる噴火の発生 ・火山性微動が発生し、空振(川湯観測点で20Pa以上70Pa未満)を伴う場合(※)	
	【居住地域の広範囲(火口から6km以内)に重大な被害を及ぼす噴火の可能性】 次のいずれかの現象が観測された場合 ・規模の大きな地震(現地で有感地震相当以上)を含む山体浅部での火山性地震の増加 ・山体浅部の膨張を示す顕著な地殻変動	
4	【居住地域の一部(アトサヌプリ(硫黄山)から1.5km以内)に重大な被害を及ぼす噴火の可能性】 次のいずれかの現象が観測された場合 ・アトサヌプリ(硫黄山)から500m以内に影響を及ぼす噴火が繰り返し発生 ・火山性地震の急増、規模の増大 次の4つの条件のうち2つ以上の条件を満たす場合 ・火山性微動の継続時間又は振幅の増大 ・山体浅部の膨張の拡大を示す地殻変動 ・火山ガス放出量の増加 ・火口からの噴煙の顕著な増大又は地表面温度の顕著な上昇	想定した噴火には至らず、左記の条件を満たさなくなり、火山活動の低下が認められた場合には、レベルを引き下げる。
3	【居住地域の近く(アトサヌプリ(硫黄山)から500m以内)まで重大な影響を及ぼす噴火の可能性】 次の現象が観測された場合 ・火山性地震が増加している状態で、火山性微動の振幅増大又は山体浅部の膨張を示す地殻変動又は熱活動の高まりが観測されるなど、火山活動に更なる高まりが認められる場合 【居住地域の近く(アトサヌプリ(硫黄山)から500m以内)まで重大な影響を及ぼす噴火が発生】 次のいずれかの現象が観測された場合 ・大きな噴石が火口から500m以内に飛散 ・高さ数100m以下の有色噴煙を放出する噴火の発生(火口周辺への火山灰の噴出を含む) ・火山性微動が発生し、空振(川湯観測点で20Pa未満)を伴う場合(※)	噴火がなく(又はなくなり)、左記の条件を満たさなくなり、火山活動に低下が認められた場合には、レベルを引き下げる。
2	【アトサヌプリ(硫黄山)周辺に影響を及ぼす噴火の可能性】 次の現象が観測された場合 ・山体浅部を震源とする火山性地震の増加(任意の24時間で100回以上) 次の4つの条件のうち2つ以上の条件を満たす場合 ・上記基準には達しない程度の火山性地震の増加した状態が継続 ・山体浅部での低周波地震又は火山性微動がまとまって発生 ・山体浅部のわずかな膨張を示す地殻変動 ・火口からの噴煙(噴気)の増加又は地表面温度の上昇	噴火の発生がなく、左記の条件を満たさなくなってから概ね2ヶ月経過した段階で、レベル1に引き下げる。
	・「大きな噴石」とは、概ね20~30cm以上の、風の影響をほとんど受けずに弾道を描いて飛散するものをいう。 ・これまで観測したことのないような観測データの変化があった場合や新たな観測データや知見が得られた場合はそれらを加味して評価した上でレベルを判断することもある。 ・火山の状況によっては、異常が観測されずに噴火する場合もあり、レベルの発表が必ずしも段階を追って順番通りになるとは限らない(下がるときも同様)。 ・レベルの引き上げ基準に達しない程度の火山活動の高まりや変化が認められた場合などには、臨時の「火山の状況に関する解説情報」を発表することで、火山の活動状況や警戒事項をお知らせする。 ・行末に(※)を付記した基準は、視界不良により表面現象が確認できない場合の基準を示す。 ・以上の判定基準は、現時点での知見や監視体制を踏まえたものであり、今後隨時見直しをしていくこととする。	